

## 深谷市規則第 35 号

### 深谷市空家等対策の推進に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)及び深谷市空家等対策の推進に関する条例(平成 30 年深谷市条例第 26 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査の通知)

第 2 条 法第 9 条第 3 項の規定による通知は、立入調査実施通知書(様式第 1 号)により行うものとする。

(立入調査員証)

第 3 条 法第 9 条第 4 項に規定する証明書の様式は、立入調査員証(様式第 2 号)のとおりとする。

(助言及び指導)

第 4 条 法第 14 条第 1 項の規定による助言は、口頭により行うものとする。

2 法第 14 条第 1 項の規定による指導は、指導書(様式第 3 号)により行うものとする。

(勧告)

第 5 条 法第 14 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書(様式第 4 号)により行うものとする。

(命令)

第 6 条 法第 14 条第 3 項の規定による命令は、命令書(様式第 5 号)により行うものとする。

(事前通知書)

第 7 条 法第 14 条第 4 項に規定する通知書の様式は、命令に係る事前通知書(様式第 6 号)のとおりとする。

(意見書)

第8条 法第14条第4項に規定する意見書の様式は、意見書(様式第7号)のとおりとする。

(意見聴取請求)

第9条 法第14条第5項の規定による請求は、意見聴取請求書(様式第8号)により行うものとする。

(意見聴取通知)

第10条 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取実施通知書(様式第9号)により行うものとする。

(行政代執行)

第11条 法第14条第9項の規定による処分(以下「行政代執行」という。)に係る行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第10号)により行うものとする。

2 行政代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(様式第11号)により行うものとする。

3 行政代執行に係る行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証(様式第12号)のとおりとする。

4 行政代執行に係る行政代執行法第5条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書(様式第13号)により行うものとする。

(準用)

第12条 前条第3項及び第4項の規定は、法第14条第10項に規定する処分について準用する。

(標識)

第13条 法第14条第11項に規定する標識の様式は、標識(様式第14号)のとおりとする。

(公示の方法)

第14条 法第14条第11項の規定による公示は、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則(平成27年総務省、国土交通

省令第1号)で定める方法のほか、深谷市公告式条例(平成18年条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(表示)

第15条 条例第7条第2項に規定する表示板の様式は、表示(様式第15号)のとおりとする。

(緊急措置実施同意書)

第16条 条例第9条の規定による同意は、緊急措置実施同意書(様式第16号)により行うものとする。

(緊急措置実施通知書)

第17条 条例第9条第3項の規定による通知は、緊急措置実施通知書(様式第17号)により行うものとする。

(審議会の会議)

第18条 条例第10条に規定する深谷市空家等対策審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第19条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第20条 審議会の庶務は、協働推進部自治振興課において処理する。

(運営)

第21条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 2 2 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。